



公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2013 年 11 月 28 日

声 明

公益社団法人自由人権協会

代表理事 喜田村洋一

同 紙谷雅子

同 三宅弘

本年11月26日、特定秘密の保護に関する法律案が、衆議院の国家安全保障に関する特別委員会及び本会議において賛成多数で可決され、参議院に送付された。

この法案に重大な問題があり、本来、国会に提出されるべきでなかったことは、当協会の本年9月17日付け意見書のとおりである。当協会は、その後も、「特定秘密保護法案に反対する10.31アピール」、複数のシンポジウムの開催、本年11月18日付け「特定秘密保護法案に反対し公文書管理法改正を求める意見書」等を通じて、一貫してこの法案に反対してきた。

そもそもこの法案には、法律制定の必要性の根拠となる立法事実が欠如している。さらに、この法案では、行政機関の長が極めて広範な範囲の情報を特定秘密に指定することが可能であり、しかもその指定が原則として最大60年もの長期間にわたるとされているのであり、これにより、市民の知る権利、表現の自由などの憲法上の人権が侵害されるおそれが極めて大きい。また、この法案は、特定秘密に指定された情報の取得について重い刑罰を科しており、情報の自由な流通という民主主義社会の必須の理念を否定するものである。加えて、この法案における適性評価制度は、関係者のプライバシーを著しく侵害するおそれがある。

この法案への反対の意見及び慎重な審理を求める意見は広範に、かつ、強固

に存在しているのであり、そのことは各種の世論調査の結果から明らかである。本年11月25日に福島市で開催された地方公聴会で、自民党の推薦者を含む7名の意見陳述者全員がこの法案に反対したことも、世論の強い反対を示している。

しかし、このような状況にもかかわらず、この法案は衆議院で可決されるに至った。政権与党は、法案の根本的な問題を多く指摘されつつ、それに目と耳をふさぎ、形ばかりの修正を施したのみで、数の力に任せて法案の可決を強行したのであって、政権与党及びこれに追随した政党は、自己に批判的な市民の意見と存在を全く無視しているといっても過言ではない。

この法案は、憲法上の人権の侵害を直ちにもたらすものであり、これが法律として成立することは、自由な市民社会にとって極めて深刻な事態を招来するものといわなければならない。

当協会は、改めてこの法案に強く反対し、その廃案を求めるものである。

以 上